

茂原市農業委員会第2回総会議事録

- 1 開催日時 平成31年2月8日(金) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席委員 13名
 - 1番 中村正明
 - 2番 小高一夫
 - 3番 湯浅公夫
 - 4番 蕨直邦
 - 5番 光橋正人
 - 6番 杉浦文子
 - 7番 八角徳政
 - 8番 高山多聞(第一副小委員長)
 - 9番 秋葉仁喜(第二副小委員長)
 - 10番 鈴木幸雄(第一小委員長)
 - 11番 鬼島一郎(第二小委員長)
 - 13番 石井利明(職務代理)
 - 14番 浦島京子
- 4 欠席委員 1名
 - 12番 加藤古志郎(会長)
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 飯尾克彦
 - 局長補佐 平野孝幸
 - 係長 東條成男
 - 係長 鵜澤史樹
 - 主事 斉藤直也
- 6 会議に付した議案
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について 6件
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について 2件
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について 10件
 - ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件
 - ・第1回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- 7 報告
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 軽微な農地改良の届出について
 - 地目変更登記申請に係る照会について

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第2回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の欠席委員ですが、加藤会長より所要のため欠席する旨の連絡がございました。よって本日の議事進行につきましては石井職務代理にお願いいたします。

農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので本総会は成立することをご報告いたします。本日の議事案件については、3条申請6件、4条申請2件、5条申請10件、許可後の計画変更申請が1件、第1回保留議案が2件の合計21件となります。そのほか報告事項がございます。

現地調査につきましては、4日に第1小委員会で行っております。それでは議事に入らせていただきます。茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますのが、会長が本日欠席のため本日の議事進行につきましては石井職務代理にお願いいたします。

職務代理

ただ今から総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は14番浦島委員と1番中村委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

はじめに1号議案です。申請地は弓渡字木ノ根田地先、畑6895㎡の内2095.18㎡に賃借権を設定しようとする申請です。申請人は、賃借人は本納の★★さん、賃貸人は弓渡の★★さん外3人です。

申請理由としまして、賃借人については経営規模拡大のため、賃貸人については経営規模縮小のため、とのこと。土地選定理由は、現在の耕作地から近いため、とのこと。借り受ける農地にて苆を作付けする計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在賃借人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター1台、軽トラック1台、畝上げ機1台を所有とのこと。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、300日となっております。

下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は高師字長池地先、畑368㎡を贈与しようとする申請です。申請人は、譲受人は長谷の★★さん、譲渡人は長谷の★★さんです。申請理由としましては、譲受人については経営規模の拡大及び過去譲渡人に引き渡した土地の代替地として取得するため、譲渡人については耕作していないため、とのこと。譲り受ける農地にて大豆・野菜等を作付けする計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台を所有とのこと。労働力、技術については、3名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で440日となっております。下限面積要件については、今回権利を取得する農地と合わせて50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は上茂原字榎町地先外3筆、田3377㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は長谷の★★さん、売渡人は鷺巣の★★さんです。申請理由としまして、買受人については経営規模拡大のため、売渡人については経営規模縮小のため、とのことです。土地選定理由は、自宅及び現在の耕作地に近く耕作しやすいため、とのことです。買い受ける農地にて稲作を行う計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター2台、コンバイン1台、田植機2台を所有とのことです。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で500日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は長谷字朝日谷地先外4筆、田828㎡、畑730㎡に賃借権の設定をしようとする申請です。申請人は、賃借人は長谷の★★さん、賃貸人は市原市の★★さんです。申請理由としまして、買受人については経営規模拡大のため、売渡人については耕作していないため、とのことです。土地選定理由は、自宅から近く耕作に都合が良いため、とのことです。買い受ける農地にて大豆・野菜等を作付けする計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在賃借人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台を所有とのことです。労働力、技術については、3名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で440日となっております。下限面積要件については、今回権利を取得する農地と合わせて50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は早野字向原地先、畑571㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は早野の★★さん、売渡人は弟の★★さんです。申請理由としまして、買受人については自作地に隣接しており耕作しやすいため、売渡人については市外へ転出するため耕作が困難であるため、とのことです。買い受ける農地にてキャベツ、トマト、ナス等の作付けを行う計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、コンバイン1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有とのことです。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で180日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は北塚字大新久地先外2筆、田701㎡、畑912㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は北塚の★★さん、売渡人は北塚の★★さんです。申請理由としまして、買受人については経営規模拡大のため、売渡人については申請地を耕作していないため、とのことです。土地選定理由は、自作地に隣接しており耕作しやすいため、とのことです。買い受ける農地にて稲作及びネギ

を作付けする計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台を所有とのことです。労働力、技術については、世帯員4名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で1000日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

以上でございます。

- 職務代理 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。
- 第1
小委員長 審議の結果、1号から6号議案に関しましては許可となりましたので報告いたします。
- 職務代理 それでは審議に入らせていただきます。1号議案であります。現地調査しています。
★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 昨年★★さんより申請後取下げがなされた訳ではありますが、相続人の関係で書類が整っていなかったためだけでありまして、すぐ私の方で指導に行きまして今回提出してもらった案件であります。許可でよろしいと思います。
- 職務代理 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 ★★さんに関しましては農業をしっかりとやられている方でありますので許可でよろしいと思います。
- 職務代理 1号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 草刈等を実施されておりますし、すぐ耕作できる状態であると思われるので許可でよろしいと思います。
- 職務代理 それでは2号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 買受人は大規模に農業をやっておられる方であります。適正に管理が行われると思われるので許可でよろしいと思います。
- 職務代理 それでは3号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして4号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 借受人は適正に管理されると思われるので許可でよろしいと思います。
- 職務代理 それでは4号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして5号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 問題はないと思われますので許可でよろしいと思います。

職務代理 それでは5号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして6号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 きれいに管理されており、すぐに耕作できる状態でありますので許可でよろしいと思います。

職務代理 ★★委員いかがですか。

★★委員 管理もされており、耕作できる状態でありますので許可でよろしいと思います。

職務代理 それでは6号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして農地法第4条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。
7号及び8号議案です。一体計画ですので、一括してご説明します。申請地は、下太田字西白幡地先外4筆、田2236㎡です。千葉市の★★さん及び萩原町の★★さんが、自己所有地を一時転用し、土砂等を利用した農地造成を行う申請です。申請理由は、本納ニュータウン開発による周辺の土地造成に伴い現状の低い地盤では田として利用し難いため、また盛土することで軟弱地盤も改良されトラクター等の使用も容易になるため、とのこと。事業計画としては、約6mの盛土を行います。
次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用区域内にある農地ですので、原則許可をすることができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」並びに農地法施行令第4条第1項第1号ロ「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」に該当し、例外的に許可しうる農地です。
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、1月28日付けで市環境保全課に特定事業許可申請が提出されております。また、優良農地における農地の埋立て計画について市農政課と調整を行い、2月4日付けで市農政課からの意見書が提出されております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。
次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、5.6mから5.9mの埋立てを行います。造成のための土砂は、本納ニュータウン開発事業に伴う発生土を搬入する計画です。土砂流出防止のため高低差の生じる部分を30度の法面仕上げとします。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。
一時転用について、許可期間は許可日より6か月間としており、事業完了後の農地復元誓約書、作付け誓約書、作付け計画書が提出されております。なお、耕作者は吉井下の★★さんで、復元した農地にて、ホウレンソウ、小松菜、アブラナ、落花生を作付けする計画です。耕作開始までに農地法又は基盤強化促進法に基づく貸借の権利設定を申請する予定となっております。
以上でございます。

職務代理 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1 審議の結果、7号及び8号議案については許可相当となりましたので報告いたします。
小委員長

職務代理 それでは順次審議します。7号及び8号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 特に問題はないと思われしますので許可相当でよろしいと思います。

職務代理 ★★委員いかがですか。

★★委員 余盛・転圧をかけての施工であれば問題ないと思うのですが。

職務代理 この案件については私の地元でありまして、本納ニュータウンに関することについては地元で協議会がありまして完成するまでの色々な諸問題はその協議会で常に会議を開いています。この案件に関して一番の問題は農地に復元してしっかり営農をしてもらうということでもあります。この案件については吉井に住んでいらっしゃる★★さんがしっかり営農をするということになっております。

★★委員 ★★委員いかがですか。

★★委員 営農予定者の★★さんはしっかりしている人だと思います。

職務代理 他にございますか。それでは7号及び8号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号及び8号議案については、許可ということで決定いたします。

続きまして農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

9号及び10号議案です。一体計画ですので、一括してご説明します。申請地は、法目字五反田地先外2筆、田200㎡、畑66㎡、合計266㎡です。富里市の★★さんが高師町の★★さん外1名から土地を使用貸借権の設定により借り受けて、貸進入路用地として一時転用する申請です。申請理由及び土地選定理由は、借人が代表を務める農事組合法人及び建設業法人が、申請地東側の農地以外の土地を資材置場及び車両置場として利用するために、進入路として必要であるため、とのこと。事業計画としては、借人から二法人に進入路用地として貸し付けます。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内にある農地ですので、原則許可をすることができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イ「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」並びに農地法施行令第4条第1項第1号ロ及び第11条第1項第1号ロ「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」に該当し、例外的に許可しうる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、埋立ては行わず砕石敷均しとします。なお、転用許可を受けていない状態で既に砕石の敷き込みをしていたため、このことについて始末書が提出されております。排水は、雨水のみで自然浸透とします。確認が必要な隣接農地所有者は2名で、1名は了解を得ており、もう1名は長期間所在不明であります。その他、添付された必要書類で確認しております。

一時転用について、許可期間は2021年5月31日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

続きまして11号議案です。申請地は、茂原字南三貫野地先、畑2083㎡です。

柴名の★★さんが高師の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺も宅地化され小学校から近く、良好な居住環境が整備され、需要が見込まれるため、とのこと。事業計画としては、区画面積平均244㎡の宅地7区画及び市道への接続道路を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、1月25日付けで市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出が、1月28日付けで市土木管理課に道路工事施工承認申請が、それぞれ提出されております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、整地のみで埋立ては行いません。排水は、住宅等建築時に合併浄化槽を設置し、新設する道路側溝へ放流します。雨水は浸透枳設置及び道路側溝へ放流します。★★自治会より排水同意を得ております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、道表地先、畑332㎡です。東京都の★★さんが親である大多喜町の★★さんから土地を使用貸借権の設定により借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、交通及び買い物等に便利な住宅街にあるので今後のことを考え決定した、とのこと。事業計画としては、木造・二階建て・建築面積78.25㎡の専用住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、1月16日付けで市土木管理課に道路工事施工承認申請が提出されております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、現状のまま施工し、埋立ては行いません。なお、転用許可を受けていない状態で一部を砂利敷きで駐車場として利用していたため、始末書が提出されております。排水は、合併浄化槽による処理後、北側道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号及び14号議案です。一体計画ですので、一括してご説明します。

申請地は、東部台三丁目地先、畑1945㎡です。早野の★★さんが習志野市の★★さん外1名から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、区画整理地内で住環境が整備されているため、とのこと。事業計画としては区画面積平均216㎡の宅地9区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、造成工事を行いません。排水は、公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして15号議案です。申請地は、木崎字川田地先外2筆、田419㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業9街区地先、面積219㎡です。東郷の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在アパート住まいで手狭になったため、土地選定理由は、ライフラインも整っており、価

格も適正であったため、とのことです。事業計画としては、木造・二階建て・建築面積63.76㎡の専用住宅一棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、造成工事はありません。排水は、西側公共下水へ接続します。隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして16号及び計画変更の19号議案です。一体計画ですので、一括して説明します。申請地は、新規取得分については東郷字八幡前地先、畑164㎡、計画変更については東郷字八幡前地先、畑824㎡で、新規取得部分と合わせた面積は988㎡です。流山市の★★さんが本小轡の★★さんから土地を買い受けて長屋住宅居住者用の駐車場用地とする申請です。当初計画は平成30年3月1日付けで長屋住宅用地として許可がなされております。計画の変更理由としては、当初は居住者の駐車台数を1室1台及び予備と計画しておりましたが、居住者の利便性から駐車台数の不足を考慮して、隣接地を追加することが最適と考えたため、とのことです。事業計画としては、1室2台分及び予備1台分の駐車場21台分です。長屋住宅についての変更はありません。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障です。土地利用計画としては、全面砂利敷きで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透とします。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして17号議案です。申請地は、長尾字八田地先、畑995㎡です。神奈川県★★さんが長尾の★★さんから土地を買い受けて微生物培養施設用地とする申請です。申請理由は、ゴルフ場の芝の雑草や病害虫防除のための資材生産や緑地の維持管理などを行っており、適正な土壤環境を維持するための微生物資材を生産するため、土地選定理由は以前使用していた用地が火災に遭い、広い用地を探していたところ適地を紹介いただいたため、とのことです。事業計画としては、微生物培養のためのパイプハウス1棟、保管用倉庫1棟、事務所1棟を建築します。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、1月21日付けで市土木管理課に法定外公共物土木工事施行許可申請が提出されております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障です。土地利用計画としては、整地のみで埋立ては行いません。排水は、微生物培養ハウス及び倉庫についての排水はありません。事務所からの汚水・雑排水についてのみ合併浄化槽による処理後、市の管理する側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして18号議案です。申請地は国府関字古屋敷地先、畑1410㎡のうち65㎡です。東京都の★★さんが国府関の★★さんから土地を使用貸借権の設定により

借り受けて、無線通信基地局建設に伴う仮設用地として一時転用する申請です。

申請理由及び土地選定理由は、携帯電話基地局建設に伴い、隣接している当申請地を仮設用地として利用したいため、とのこと。事業計画としては、現状の地盤に鉄板敷を行い資材及び車両の仮置き場とします。

次に転用許可基準です。立地基準につきましては、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、原則許可が出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イ「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」にあてはまり、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透とします。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ています。その他、添付された必要書類で確認しております。

一時転用について、許可期間は4月20日までとなっております、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

以上でございます。

職務代理

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1
小委員長

審議の結果、9号から19号議案については許可相当となりました。

職務代理

それでは審議に入ります。9号・10号議案一体計画であります。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

許可相当でよろしいかと思えます。

職務代理

★★委員いかがですか。

★★委員

一時転用ということなので許可相当でよろしいと思えます。

職務代理

それでは9号及び10号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは9号及び10号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして11号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

街区形成ということですので、許可相当でよろしいと思えます。

職務代理

★★委員いかがですか。

★★委員

周りは全部住宅地ですし、周辺の農地に影響を及ぼすということはないと思われまので許可相当でよろしいと思えます。

職務代理

それでは11号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは11号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして12号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員

区画整理事業内にありますので許可相当でよろしいと思えます。

- 職務代理 他にございますか。それでは12号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして13号及び14号一体計画であります。★★委員いかがですか。
- ★★委員 区画整理事業が実施された区域内でありますし、住宅地としての開発が済んでおりますので許可相当でよろしいと思います。
- 職務代理 他にございますか。それでは13号及び14号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号及び14号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして15号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 区画整理事業内にありますので許可相当でよろしいと思います。
- 職務代理 他にございますか。それでは15号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして16号及び19号議案一体計画であります。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺は住宅地となっておりますので許可相当でよろしいと思います。
- 職務代理 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 問題はないと思われまして許可相当でよろしいと思います。
- 職務代理 他にございますか。それでは16号及び19号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号及び19号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして17号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 合併浄化槽での処理後の排水のみでありますので問題はないと思われまして許可相当でよろしいと思います。
- 職務代理 他にございますか。それでは17号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは17号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして18号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 一時転用ということでありますので許可相当でよろしいと思います。
- 職務代理 他にございますか。それでは18号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは18号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして20号議案であります。平成31年第1回総会保留議案についてであります。その後の経過について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは議案第20号、平成31年1月11日開催第1回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。
1月の12号議案です。申請地は上永吉字冬田地先外3筆、田1738.25㎡です。白子町の★★さんが下永吉の★★さんから土地を買い受けて、太陽光発電システ

ム用地とする申請です。

地域との関係構築について、★★自治会の役員らに説明を行い、意見無しとの回答を得ているとの報告でありましたが、十分な地域説明を行うことについて対応を求めましたところ、対応中という状況になり、審議保留となっております。

総会後の対応状況について、代理人から現在、地元説明会を開催する予定との報告がありました。

続きまして1月の13号議案です。申請地は上永吉字冬田地先外1筆、田392㎡です。白子町の★★さんが九十九里町の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。排水は、計画している排水管については農業用水への流入があり地元水利組合から同意を得られない状況であったため、県営住宅からの排水管への接続を検討するなり問題の無い排水計画を示すよう指導することとして審議保留となっております。

総会後の対応状況について、代理人から、市土木管理課と協議した結果、県営住宅からの排水管への接続を計画することになり、現在、必要な手続き中であるとの報告がありました。

保留案件についての事務局からの説明は以上でございます。

- 職務代理 経過の説明が終わりました。1月総会12号議案について★★委員いかがですか。
- ★★委員 地元説明会終了後、判断を出すということによろしいと思います。
- 職務代理 ★★委員いかがですか。
- 第2 地元での説明会終了後、その結果で判断するということがよろしいのではないでし
小委員長 ようか。
- 職務代理 それでは地元説明会終了後、その結果を基に判断するということが保留とするとい
うことではいかがでしょうか。(異議なしの声) それでは保留ということにいたします。
続きまして1月総会13号議案です。ご意見ございますか。
- 第2 この排水管はどこが管理しているのですか。
小委員長
- 事務局 市道下部分は市の管理であります。
- 第1 排水接続の手続きが整った後、判断を出すということによろしいのではないでし
小委員長 ようか。
- 職務代理 それではこれも保留ということではいかがでしょうか。(異議なしの声) それでは保留
ということにいたします。
以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。
- 次の事案を報告
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - ・軽微な農地改良の届出について
 - ・地目変更登記申請に係る照会について
- 以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第2回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成31年 2月 日

茂原市農業委員会 職務代理 _____ 印

議事録署名人 _____ 農業委員 _____ 印

議事録署名人 _____ 農業委員 _____ 印